

公益財団法人日本セーリング連盟
レースオフィサー制度事務処理要領

I. 講習会及び試験の準備

1. レースオフィサー認定のための講習会及び試験

- (1) 試験は、原則として2年毎に実施する。
- (2) 講習会及び試験の実施計画は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）レース委員会レースオフィサー小委員会（以下、「本部」という。）と実施加盟団体が都度協議のうえ立案する。
- (3) ① クラブ・レースオフィサー（以下、「CRO」という。）の講習会は、1日実施とする。開催地は最小県単位とする。
② エリア・レースオフィサー（以下、「ARO」という。）の講習会及び試験については、1日実施か2日間実施を選択する。
開催地は、原則として北海道、東北、関東、中部、近北、関西、中国、四国、九州等各水域の中心地等とするも、受講受験希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
③ ナショナル・レースオフィサー（以下、「NRO」という。）の講習会及び試験については、2日間実施とする。開催地は、原則として東京とするも、受講受験希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
- (4) 連盟レース委員会事務局は、講習会及び試験の日程等について、連盟ホームページに掲示すると共に、可能な限り連盟報（J-Sailing）に公示する。

2. レースオフィサーの認定はレースオフィサー規定に従い、レースにおいて海上の運営のみならず大会運営上の全ての知識と経験を持ち、体力、判断力に優れ、大会組織委員会及びレース委員会のアドバイザーとして大会をサポートし、もしくは責任を持って運営できる能力があるかどうかを見極めた上で認定される。なお、CROは一定分野のことについて知識と経験を持った者を対象としている。

レースオフィサー認定のための試験は本部が実施する。試験実施に要する人員は原則として本部から派遣する。

3. 担当者等の任命

- (1) 連盟レース委員長は、レースオフィサー認定のための講習会及び試験の実施の都度、その実施担当者及び講師を承認する。
- (2) ARO認定講習会においては、講師の内1名以上はNROを任命する。

4. 実施担当者は、担当する講習会及び試験についての計画書並びに予算書を立案し、連盟レース委員会レースオフィサー小委員会と協議のうえ、概ね次の事項を行なう。

- (1) 会場の予約、講習会等の補助員の依頼、宿泊の斡旋・予約をする。
- (2) 担当講師と事前の打ち合わせを行なう。
- (3) 下記事項を含む講習会試験開催要項を講習会及び試験開催日の約2ヶ月前までに発表する。

- ① 期日及び時間
- ② 場所
- ③ 認定対象のクラス（CRO、ARO、NRO）
- ④ 受講受験資格

受験資格については、次のものを取りまとめ、かつ事前審査を行う。

- イ) 受講受験申込書（セーリング経歴、レース運営経歴含む）
- ロ) 所属団体長等の推薦状
- ハ) 連盟メンバー登録証の写し

⑤費用

イ) 講習料	NRO	6,500円
	ARO	4,500円

CRO 1, 500円

ロ) 認定料 1, 500円

なお、試験不合格の場合であっても、上記金額は返還されない。

⑥その他講習会参加に係る必要事項

申込先・申込方法・申込期限、問い合わせ先など。

⑦受講受験者が持参するもの

イ) 筆記用具

ロ) ルールブック

ハ) ISAFレースマネジメントマニュアル翻訳版 (NROのみ)

ニ) 顔写真 (カラー、縦3.0cm、横2.4cm) 1枚

ホ) 講習料・認定料

(4) 上記(3)④の、受講受験者名簿(受講受験申込書)に基づき受講・受験者一覧表を作成する。

(5) 講習会及び試験の関係資料、備品等の用意

① 講習会資料 (補助教材等)

② 試験問題

③ 受講・受験者一覧表

④ 受講受験者名簿(受講受験申込書)

⑤ 認定講習会試験実施報告書

⑥ カメラ (受講受験者顔写真撮影用)

⑦ 筆記用具、のり (顔写真貼付用)、はさみ、ホッチキス、2穴パンチ、バインダー、定規、ファイル、領収証、ゴム印、印鑑、朱肉、スタンプ台、金銭出納帳、釣り銭名札、その他

(6) 試験問題

原則的には、試験問題はレースオフィサー小委員長等がARO用、NRO用に整理等を行い、次にARO用については、概ね3～5通りの試験問題パターンを作成しておくものとする。

なお、試験問題は本部にて保管し、連盟レース委員長もしくはレースオフィサー小委員長が、問題ファイルのパターンから当日の試験に使用する問題を選び、本部が必要部数をコピーし、実施担当者に郵送する。実施担当者は会場へ持参する。

II. 講習会及び試験の実施

1. 受付にて出欠席の確認を行い、名札を発行する (各自に氏名及び所属団体名等を記入してもらう) と共に、資料等を配布する。

2. 実施担当者は、自己紹介および水域担当レース委員、講師を紹介する。

3. これからの時間割、認定証発行までのスケジュール等を説明する。

4. 講習会終了後、ARO、NRO受験者については、試験問題及び解答用紙を配布する。

この際、試験終了したら、そのまま解散の旨を説明する。

5. 問題用紙及び解答用紙に氏名等を記入してもらう。

6. 試験開始を発表する。

(1) AROは90分以内の予定 (50問を予定)

(2) NROは120分以内の予定 (50問を予定)

7. 参考書等の持ち込みについて

(1) AROはルールブックのみ持ち込み可。

(2) NROは全て持ち込み不可。

8. 受験者からの質問で、問題の内容に直接関係するものは返答しない。

9. 試験開始後AROは60分、NROは90分以降においては、問題用紙及び答案を提出後、退出を認める。

10. 試験終了時間になったら、問題用紙及び答案を回収する。

Ⅲ. 審査及び採点

1. 試験の合格点は70点以上とする。
2. 担当者等は、答案の採点を行い、点数を受講受検申込書の試験欄に記入する。
3. 担当者等は、採点后、問題用紙・答案（予備の用紙を含む）並びに採点分析表（正解率表）をレースオフィサー小委員長へ提出する。
4. 担当者等は、認定講習会試験実施報告書に実施状況を記載し、受講受検申込書、受講受験者名簿、受講・受験者一覧表を、レースオフィサー小委員長へ提出する。
5. 担当者等は、認定講習会試験実施報告書とともに会計報告（領収書を含む）の詳細をレースオフィサー小委員長に提出する。
レースオフィサー小委員長は、講習会に係る一連の事務状況を都度連盟レース委員長に報告する。
6. 連盟レース委員長は合否に関する意見がある場合は意見を付けて、認定のための連盟レース委員会レースオフィサー小委員会の議に付する。

Ⅳ. レースオフィサーの認定、交付、登録及び公示

1. 認定、認定証の交付及び名簿への登録
 - (1) 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会は、点数が記入された受講受検申込書、受験者名簿、連盟レース委員長の意見書がある場合はその意見書、認定試験実施報告書等を審査し、合否を判定、合格者を認定する。
 - (2) 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会事務局は、受験者に合否通知を発行する。
 - (3) CROは、認定講習会の受講をもって認定する。
 - (4) 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会事務局は、合格者をレースオフィサー名簿に登録する。登録番号を認定番号としてレースオフィサー認定証に記載し、認定証を作成する。なお、「認定証」の書式は別に定める。
 - (5) 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会事務局は、「認定証」を交付（送付）する。
2. 外洋艇レースのレースオフィサー資格について
外洋艇レースはディンギー系レースとやや異なった安全・通信に関する知識、計測とレーティングや国際海上衝突予防法に関する知識、そして危機管理に対するノウハウ等がなければ、大会運営を務めることは出来ない。
したがって、外洋艇レースの運営を行うレースオフィサーには、それら知識を得るための専門的な講習会の受講を義務づけるものとする。
 - (1) 外洋艇レースのレースオフィサーとして認定を受けようとするCRO、ARO、NRO有資格者は特別に講習会を受講しなければならない。
 - (2) 同認定講習会の受講修了をもって、外洋艇レースオフィサー資格取得とみなす。
 - (3) 受講者に対しては、講習会修了証書を発行する。（外洋艇レースオフィサーとしての新たな認定証の発行はない。）
3. 公示
レース委員会事務局は、新しく認定されたレースオフィサーについて、連盟公式ホームページに公示する。

4. 登録番号等

所属団体 レースオフィサー 番号

クラス

(3桁) (3/2/1) (4桁)

			-		-				
--	--	--	---	--	---	--	--	--	--

所属団体コード番号

- ① 加盟団体（各県連及び外洋艇を統括する団体）

北海道セーリング連盟

001

青森県セーリング連盟	002
岩手県ヨット連盟	003
宮城県セーリング連盟	004
秋田県セーリング連盟	005
山形県セーリング連盟	006
福島県セーリング連盟	007
茨城県セーリング連盟	008
栃木県セーリング連盟	009
群馬県セーリング連盟	010
埼玉県セーリング連盟	011
千葉県セーリング連盟	012
東京都ヨット連盟	013
神奈川県セーリング連盟	014
山梨県セーリング連盟	015
新潟県セーリング連盟	016
長野県セーリング連盟	017
富山県セーリング連盟	018
石川県セーリング連盟	019
福井県セーリング連盟	020
静岡県セーリング連盟	021
愛知県ヨット連盟	022
三重県ヨット連盟	023
岐阜県ヨット連盟	024
滋賀県セーリング連盟	025
京都府セーリング連盟	026
大阪府ヨット・セーリング連盟	027
兵庫県セーリング連盟	028
奈良県セーリング連盟	029
和歌山県セーリング連盟	030
鳥取県セーリング連盟	031
島根県ヨット連盟	032
岡山県セーリング連盟	033
(財)広島県ヨット連盟	034
(社)山口県セーリング連盟	035
香川県ヨット連盟	036
徳島県ヨット連盟	037
愛媛県セーリング連盟	038
高知県セーリング連盟	039
福岡県セーリング連盟	040
佐賀県ヨット連盟	041
長崎県セーリング連盟	042
熊本県セーリング連盟	043
大分県セーリング連盟	044
宮崎県セーリング連盟	045
鹿児島県セーリング連盟	046
沖縄県セーリング連盟	047
外洋北海道	101
外洋津軽海峡	102

外洋いわき	103
外洋東関東	104
外洋東京湾	105
外洋三崎	106
外洋三浦	107
外洋湘南	108
外洋駿河湾	109
外洋東海	110
外洋近畿北陸	111
外洋内海	112
外洋西内海	113
外洋玄海	114
外洋南九州	115
外洋沖縄	116
② 特別加盟団体	
日本ソリング協会	201
日本470協会	203
日本フィン協会	204
日本スナイプ協会	205
日本シーホース協会	206
日本OP協会	207
日本FJ協会	208
日本モス協会	209
日本505協会	210
日本ファイアーボール協会	211
日本レーザー協会	212
日本インターナショナル14フッター協会	213
日本トーネード協会	214
日本トッパー協会	215
日本K16協会	216
日本ミラークラス協会	217
日本ナクラ協会	218
日本シーホッパー協会	219
日本ドラゴン協会	220
日本420協会	221
日本J24協会	222
日本国際ヨーロッパ級協会	223
日本ウィンドサーフィン連盟	224
日本テーパー協会	225
日本エンタープライズ協会	226
日本ホビークラス協会	227
日本模型ヨット協会	228
日本49erクラス協会	230
日本スター協会	231
日本シードスポーツ協会	233
セーリングスピリッツ協会	235
日本29er級協会	236
日本Melges24クラス協会	237

日本ミニトン協会	238
日本A級ディンギー協会	239
日本イングリッド協会	240
日本アクセスディンギー協会	241
日本X-35ワンデザインクラス協会	242
日本IRCオーナーズ協会	243
日本オープンビッドクラス協会	244
全日本学生ヨット連盟	301
全国高等学校体育連盟ヨット専門部	302
(社)日本ジュニアヨットクラブ連盟	303
全日本実業団ヨット連盟	304
全日本自治体職員ヨット連盟	305
日本ヨットクラブ連盟	306
全日本実業団ボードセイリング連盟	307
東京ヨットクラブ	308
日本ヨットマッチレース協会	309
日本学生ボードセイリング連盟	310
淡輪ヨットクラブ	311
(社)関西ヨットクラブ	312
大阪北港ヨットクラブ	313
南北海道外洋帆走協会	314
葉山マリーナヨットクラブ	315
福岡ヨットクラブ	316
日本障害者セーリング協会	317
日本視覚障害者セーリング協会	318
日本学生外洋帆走連盟	319
京都ヨットクラブ	320
琵琶湖ヨットクラブ	321
(社)江ノ島ヨットクラブ	322
徳島ヨットクラブ	323
石巻ヨットクラブ	324
シーボニアヨットクラブ	325
特定非営利活動法人八重山ヨット倶楽部	326
湘南サニーサイドマリーナ	327
ニッポンセールトレーニング葉山	328
横浜クルージングクラブ	329

③ 本部

連盟レース委員会	401
----------	-----

(2) レースオフィサーのクラス コード番号

CRO	3
ARO	2
NRO	1

(3) 番号

CRO、ARO、NRO毎に各々0001から始まる一連の番号。

V. 会計

1. 連盟レース委員会レースオフィサー小委員長は、年間の講習会及び試験の実施計画に基づき、年間予算計画書を12月末日までに作成する。

2. 同予算計画書を基に、連盟レース委員長は連盟理事会に本部の予算計上を上申する。
3. 連盟レース委員会事務局は、毎年決算報告書（その他事業を含む）を作成、連盟レース委員長に提出し、連盟レース委員長は連盟理事会に報告する。

VI. 登録名簿などの整理・保管

1. 連盟レース委員会レースオフィサー小委員会事務局は、受講・受験者名簿および一覧表、受講受検申込書、認定講習会試験実施報告書等の整理・保管を行なう。登録名簿の保管はCRO、ARO、NRO毎に整理し、保管する。
2. 試験の答案は本部にて保管する。保管期間は原則として認定証の有効期限までとする。
3. 資格を失った者、取り消された者、辞退した者、死亡した者については登録名簿から削除する。

VII. 再交付

1. 認定証を紛失又は破損した場合には、請求により再交付する。
2. 再交付を希望する者は、再交付願に所定の事項を記入し、再発行手数料1,000円を添えて、本部宛提出する。
ただし、連盟レース委員長が特に認める場合には、認定証の再発行手数料を減免することができる。

VIII. 更新

1. 更新のための講習会及び更新手続き等は新規認定時に準じて行なう。
更新する者に対しては、レースオフィサー規定の更新要件に基づき、以下のものを提出してもらう。
 - (1) 更新受講申込書
 - (2) 連盟メンバー登録証の写し
 - (3) 所属団体長等の推薦状（NROのみ）
2. 上記2の更新受講者名簿（更新受講申込書）に基づき、受講者一覧表を作成する。
3. 更新のための講習会
 - (1) 講習会の内容は主に改正されたセーリング競技規則に関連したものとする。
 - (2) 費用
講習料 1,500円 認定料 500円 計2,000円
ただし、連盟レース委員長が特に認める場合には、認定証の更新受講料を減免することができる。
 - (3) 受講者が持参するもの
 - ① 筆記用具
 - ② ルールブック
 - ③ 講習料、認定料
4. 担当者は、更新認定講習会実施報告書等を作成する。
5. 更新認定にあたっては、連盟レース委員会は全日本選手権大会等の主催団体から報告された、当該レース運営に対する競技参加者へのアンケート調査の結果がある場合は参考とする。

IX. その他

1. 連盟レース委員長は、レースアドバイザー推薦者名簿を作成する。
2. レースオフィサー小委員長は、水域担当レース委員と協議して、その実施計画（予算計画を含む）を策定し、連盟レース委員長に報告する。連盟レース委員長は同計画を連盟理事会に上申する。

X. 添付資料

1. 講習会等のスケジュール案
2. 受講・受験申込書（認定受講・受験者名簿兼用）新規用 / 更新用 及びその記載例
3. 所属団体長等の推薦状（新規用 / 更新用）

4. 受講・受験者一覧表
5. 認定講習会・試験実施報告書
6. レースオフィサー登録名簿（CRO用、ARO用、NRO用）

以上

平成12年 6月 1日制定
一部改訂平成13年 8月 1日
一部改訂平成14年10月19日
一部改訂平成18年 5月27日
一部改訂平成21年 5月23日
一部改訂平成24年 2月18日
一部改訂平成24年 9月 8日
一部改訂平成24年12月 8日